

平成 17 年 11 月 2 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松 井 証 券 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫
(東 京 証 券 取 引 所 第 一 部 : 8 6 2 8)
問 合 せ 先 : 社 長 室 長 三 根 公 博
T E L : 0 3 (5 2 1 6) 0 8 1 8

当社に対する金融庁の行政処分について

平成 17 年 10 月 26 日付で、証券取引等監視委員会は当社に対する検査結果に基づき、当社における「有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に対し、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を行いましたが、これを受け、本日、金融庁は当社に対し以下の行政処分を行いました。

記

業務改善命令

- (1) 責任の所在の明確化
- (2) 広告審査体制を含む内部管理体制の充実・強化
- (3) 役職員の法令遵守意識の徹底・研修の実施

当社は、コンプライアンスを経営の根幹として取り組んでまいりましたが、今回の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止めており、これを契機として、全役職員の法令遵守を一層徹底し、再発防止に努めてまいります。

今後とも引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上